

議案第40号

境港市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

境港市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年5月30日 提出

境港市長 伊達憲太郎

境港市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(境港市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 境港市一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年境港市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の107.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に、「100分の107.5」を「100分の100」に、「100分の62.5」を「100分の57.5」に改める。

(境港市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 境港市特別職の職員の給与に関する条例（昭和36年境港市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(境港市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 境港市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年境港市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(境港市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 境港市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年境港市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例)

2 令和4年6月に支給する一般職の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）の期末手当の額は、第1条の規定による改正後の境港市一般職の職員の給与に関する条例（第1号イにおいて「新給与条例」という。）第23条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び境港市一般職の職員の給与に関する条例（以下この項において「給与条例」という。）第8条第1項から第3項まで若しくは第6項若しくは第23条第4項から第6項までの規定又は境港市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成25年境港市条例第17号）第4条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）

から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員（地方公務員法第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 新給与条例第23条第2項に規定する特定管理職員 107.5分の15

(2) 再任用職員 72.5分の10

3 令和4年6月に支給する市長等（境港市特別職の職員の給与に関する条例第2条に規定する市長等をいう。）の期末手当の額は、第2条の規定による改正後の境港市特別職の職員の給与に関する条例第2条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、167.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

4 令和4年6月に支給する議会の議員の期末手当の額は、第3条の規定による改正後の境港市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第4条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、167.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(参 考)

主 な 内 容

1 一般職の期末手当の改正（第1条関係）

	[改正前]		[改正後]
一般職員			
6月分	100分の127.5 (107.5)	⇒	100分の120 (100)
12月分	100分の127.5 (107.5)	⇒	100分の120 (100)
再任用職員			
6月分	100分の72.5 (62.5)	⇒	100分の67.5 (57.5)
12月分	100分の72.5 (62.5)	⇒	100分の67.5 (57.5)

※括弧内は、特定管理職員

2 市長等の期末手当の改正（第2条関係）

	[改正前]		[改正後]
6月分	100分の167.5	⇒	100分の162.5
12月分	100分の167.5	⇒	100分の162.5

3 議会の議員の期末手当の改正（第3条関係）

	[改正前]		[改正後]
6月分	100分の167.5	⇒	100分の162.5
12月分	100分の167.5	⇒	100分の162.5

4 特定任期付職員の期末手当の改正（第4条関係）

	[現 行]		[改正後]
6月分	100分の167.5	⇒	100分の162.5
12月分	100分の167.5	⇒	100分の162.5

5 令和4年6月に支給する期末手当に関する特例（附則第2項から第4項まで関係） 令和3年度人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、令和3年度期末手当引下げ相当額を、令和4年6月に支給する期末手当において調整する。

6 施行期日 公布の日